

第3期幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画
策定委託業務プロポーザル実施要領

1 業務の目的

別紙仕様書のとおり

2 業務の内容

(1) 業務名

第3期幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画策定委託業務

(2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月28日までとする。

(4) 予算

5,861千円(税込)

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たしていることを条件とする。

(1) 幸田町入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 幸田町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法(平成11年法律第225条)の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。

(5) 幸田町が行う委託契約の暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。

(6) 過去5年間(現在を含む)に幸田町と委託契約関係があること。

(7) 過去5年間(現在を含む)に地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定した実績があること。

(8) 令和6年3月31日現在において国税及び地方税の滞納がないこと。

4 審査資料の提出等について

(1) 提出書類

下記のア～キの書類について、正本1部、副本6部を作成し提出すること。

ア 参加意思表明書（様式第1号）

※参加希望者は、事前に本書を提出すること。

【提出期限】令和6年4月17日（水）から令和6年4月26（金）午後5時必着

【提出場所】〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

健康福祉部福祉課包括ケアグループ

（郵送の場合は、書留郵便とする。）

イ 企画提案書（「5 企画提案書の作成について」を参照のこと。）

ウ 会社概要（会社案内、パンフレットでも可）

エ 業務実績書（任意様式）

※業務実績には、関連会社等の実績は含めないものとする。

オ 業務担当者経歴書（様式第2号）

※本計画に携わる全ての担当者について記載すること。

カ 委託業務実績書（任意様式）

※過去5年間（現在を含む）において、幸田町との委託契約の実績を記すこと。

※過去5年間（現在を含む）において、地域福祉計画、地域福祉活動計画の実績を記すこと。

キ 見積書（正本1部のみ）

(2) 提出期限

令和6年5月10日（金）午後5時必着（郵送可）

(3) 提出場所

〒444-0192

愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

幸田町役場 健康福祉部 福祉課 包括ケアグループ

5 企画提案書の作成について

体裁は原則としてA4判とし、文字サイズ10ポイント以上、総ページ数は20ページ以内とする。また、文字は横書きとする。

要点を簡潔にまとめて作成する。なお、下記項目については必ず記載する。

(1) 本計画の策定方針

(2) 業務スケジュール

(3) 策定における支援体制

6 プレゼンテーション

(1) 趣旨

提案事業者のノウハウ、実績、経験に基づく事業遂行能力等を見極めるため、プレゼンテーションを実施する。

(2) 実施内容

ア プレゼンテーションは、原則20分程度とし、終了後審査委員より10分程度の質疑応答をする。

イ プレゼンテーションは、基本的に企画提案書の順序に従って、本町が抱える課題と解決の視点、体制整備等の視点で実施する。

ウ 日時・場所

令和6年5月17日（金）午後1時30分から午後5時まで

幸田町役場 4階 401会議室

※参加者数によって時間を調整し、参加業者へ個別に日時・場所を連絡する。

エ 出席者

主たる担当者を含めて最大3人までとする。

オ その他

(ア) 開始10分前には幸田町ロビーにて待機する。

(イ) プロジェクター及びスクリーンが必要な参加業者は5月20日（月）午後5時までに福祉課に連絡すること。幸田町にて用意する。ただし、パソコンについては参加業者にて用意する。

7 審査について

(1) 審査方法

プロポーザルの審査を公正に行い、本業務の随意契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するためプロポーザル審査委員会を設置する。

企画提案内容、プレゼンテーションの評価に基づき総合評価により、最も優れた企画提案を行った者を選定する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、参加者全てに電子メールにより通知する。

(3) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

8 質疑の提出について

質疑がある場合は期限までに下記の方法にて照会するものとする。（様式は任意）

(1) 照会方法 電子メール（fukushikaigo@town.kota.lg.jp）

(2) 照会期限 令和6年4月26日（金）午後5時まで

(3) 令和6年5月7日（火）までに提案依頼を行った全業者へ回答する。

9 失格事項

企画提案書が提出期限を超えて提出された場合は、その企画提案業者は失格とする。また、次の各号のいずれかに該当した場合は、幸田町の判断により、企画提案業者を失格とすることがある。

- (1) 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員会の委員及び幸田町職員に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

10 その他

- (1) 企画提案に要する経費については、提案者負担とする。
- (2) 提案のあった企画提案書等については、審査結果に関わらず返却しない。